

施政方針と議案説明

(施政方針)

本日ここに、新年度予算案をはじめ多数の重要案件を提案し、御審議をいただくに当たり、新年度の市政運営に臨む所信を申し述べ、議会をはじめ市民の皆様への御理解と御賛同、御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、安倍首相は、施政方針で今通常国会を「挑戦する国会」としています。

本市においても、昨年制定いたしました「人口ビジョン」を踏まえ、今後5年間を見据えて策定した「総合戦略」の推進につとめ、地方創生に向けた取組に挑戦していかなければなりません。

私は、平成28年の本年を「立志」の年といたしました。市民の皆様へ「住んで良かった」と思っていただけ「元気な五條市」をつくるため、改めて将来の目標を定め、実現できるよう専心努力してまいり所存であります。

そのためにも、「行財政改革」を進め、将来を見据えた着実な行財政運営に努めるとともに、職員の更なる意識・行動改革と徹底した事務事業の見直しを行ってまいります。

また、「住んで良かった」と思っていただけまちづくりのため、子育てしやすい環境を整え、子どもから高齢者までが安心して住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

さらに、「元気な五條市」への取組については、京奈和自動車道の開通を好機と捉え、国や県、近隣市町村、教育機関、産業界、金融機関などと連携・協力しながら企業誘致を進めるとともに、地域の資源を活用し、地域ブランドの確立などによる経済の活性化と産業の振興に取り組んでまいります。

併せて、陸上自衛隊駐屯地の誘致や県の防災拠点施設移設のための取組を、国や県の御理解と御協力、御支援をいただきながら前進させ、本市の発展につなげてまいり所存であります。

以上、市政運営に当たっての、私の基本的な考え方を申し述べました。

それでは、私が考える「住んで良かった元気な五條市」を実現させるための施策について御説明申し上げます。

はじめに、市長公室の事業についてであります。

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る目的で昨年7月に設置いたしました五條市総合教育会議の第2回目となる会議を1月に開催し、委員の皆様から活発な御意見を賜りながら協議したところであります。今後、教育委員会と共に五條市の教育を一層発展させるため、施策等を協議し、調整してまいりたいと考えております。

次に、昨年10月末に策定いたしました「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、計画期間が平成27年度から平成31年度までの5年間となっており、既に取り組を進めている施策や事業も含め、国が進める地方創生の制度を最大限に活用し、魅力ある元気なまちづくりに向けた取組を進めているところであります。

なお、地方創生の取組として進めてまいりました五條市UIJターン住宅取得補助金及び五條市新婚世帯住宅取得補助金については、当初の予定を大きく上回る申請があり、移住・定住促進に効果があったのではないかと考えております。今後は、これらの補助金を含め地方創生に係る取組についてアンケート調査を行うなどして、事業効果などを検証しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税については、昨年7月から、寄付者に対するお礼として五條市の特産品や市内で楽しめる体験型ギフト等を贈呈する事業を開始したところ、大変好評で、本年2月10日現在2,822件、金額にして2,972万7千円の御寄付をいただいております。この事業は、寄付の推進を図ることはもとより、事業者にとってもPRや販路拡大の絶好の機会につながることから地元産業の活性化にも大いに資することが期待されます。新年度以降もこの事業を更に推進することにより、五條の魅力を全国にアピールして五條ブランドの定着を図るとともに、活力あふれるまちづくりへとつなげてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通における取組についてであります。

本年4月1日に開院される南奈良総合医療センターへの交通手段については、本年1月末に開催された五條市地域公共交通会議において最終の協議が整いましたので、運行手続を進めているところであります。市内を運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー、デマンド型コミュニティバス及び路線バスを五條バスセンターに集結して、五條バスセンターから新病院に向かうコミュニティバスとの乗り継ぎがうまくできるよう、時刻等を組み替え、運行を実施していく予定であります。

今後も、市民の皆様が安心して通院や買い物に出掛けられるよう、公共交通の充実を目指し取り組んでまいります。

続きまして、危機統括室の事業について申し上げます。

はじめに、防災・減災への取組については、現在、防災行政無線整備事業を西吉野町内において進めており、引き続き新年度においても旧五條市内での整備を進め、災害時における情報伝達手段の多重化を図ってまいります。

また、災害発生時への備えとして、全国18の自治体及び県内18の民間団体や企業との間で災害時における相互応援を目的とした協定を締結したところではありますが、今後更に協力体制の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

更には、「備えあれば憂い無し」の言葉どおり、自主防災会等による防災訓練を継続的に実施するとともに、防災倉庫や防災用資機材の整備などを計画的に進めてまいります。

次に、生活安全・交通安全対策についてであります。昨年創設いたしましたドライブレコーダー装着補助金事業が好評であったため、新年度も引き続き推進し、交通規範意識の向上による交通事故抑止と動く防犯カメラとしての犯罪抑止を図ってまいります。今後も、五條警察署を始めとする関係各機関と緊密な連携を図ってまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致については、現在調査が行われている二つの調査候補地が今後一つに絞り込まれることから、知事と連携して政府要望等を行った結果、新年度の予算案に自衛隊展開基盤に関する経費として約4百万円が計上されております。今後も奈良県防衛協会五條支部等との連携・協力のもと、

市民の皆様へのヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地の誘致気運を醸成し、御理解を深めていただける取組を進めてまいります。

次に、消防行政についてであります。

常備消防については、奈良県広域消防組合五條消防署において本年4月1日の通信統合本格運用に向けた切り替え作業が順次実施されており、2月24日からは「119番」の受信や出動車両の動態管理などを一括して本部で行っております。また、4月1日付けで五條消防署に特別救助隊が発足する運びとなりました。人口10万人以上の地域に救助専任の特別救助隊の設置が義務付けられているもので、通称「レスキュー隊」と呼ばれ、各種災害現場において人命救助を任務とするものであります。今後も奈良県広域消防組合と連携しながら、市民の生命・財産を守るべく体制を強化してまいります。

次に、非常備消防については、新年度事業として6分団1部（宇智）、5分団1部（中之）の消防格納庫の建て替えと、5分団3部（上之）、3分団2部（御山・丹原）の小型動力ポンプ付軽四積載車の更新を予定しているところであり、今後も消防団の充実強化を図ってまいります。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

国民健康保険事業については、従前から検討を重ねてまいりました保険税率の改正を昨年12月定例会において御議決賜りましたので、新年度当初予算に改正税額を計上いたしました。景気の低迷が続く中、市民の皆様におかれましても大変厳しい経済情勢ではありますが、国民健康保険事業の財政状況を御理解いただき、同事業の健全な運営を図るため御協力をお願いいたします。

次に、子どもの医療費助成拡充に向けた取組についてであります。子どもの医療費助成については、子育て世代の負担を軽減するとともに若者の定住促進を図ることを目的に、段階的に制度を拡充してまいりましたが、この度、これまでの助成対象に中学生の通院医療費を加えるべく、条例改正案と共に新年度当初予算案に必要経費を計上し、今定例会に提出した次第であります。

次に、人権施策については、私たちの身近に存在する人権問題を一人ひとりが認識し、お互いに人の尊厳を尊重することの必要性を十分理解し、人権意識の向上につなげていくよう人権・同和問題に関する啓発推進事業を推進してま

いますとともに、毎月11日を「人権を確かめ合う日」と定め、引き続き啓発活動に取り組んでまいります。

次に、南和広域医療組合については、奈良県と南和地域の1市3町8村で「南和広域医療組合」を設立し、南和地域の公立3病院の再構築を進めてまいりましたが、いよいよ本年4月に「南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター」が開院する運びとなりました。同時に、五條病院のリニューアル工事が始まり、平成29年度にリニューアルオープンする予定となっております。オープン後は、南奈良総合医療センターと密接な連携を図りながら、地域医療の拠点として位置づけられることとなります。

次に、保健福祉センターの事業についてであります。

昨今、少子化、核家族化及び地域コミュニティの希薄化などにより子どもを産み育てる家族力、地域力が低下してきております。このような社会情勢のもとで「安心して子どもを産み育てる」ための家族支援が地域全体に求められていることから、気軽に安心して相談できる体制づくりを構築するため、地区別に担当者を配置し、妊娠から出産、育児期まで一貫した相談、訪問事業を展開し、切れ目のない支援を行っております。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

はじめに、精神障害者の医療費助成については、1級手帳所持者に加え2級手帳所持者も対象者に出来るよう、新年度実施の方向で事業を拡大すべく準備を進めているところであります。

次に、「地域包括ケアシステム」の構築については、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、昨年11月から市内6つの日常生活圏域ごとに地域ケア会議を開催し、高齢者を取り巻く地域課題の解決に向けた関係者間のネットワークの構築に努めたところであります。本年2月中旬に各圏域から出された地域課題等の情報を共有するため、全体版地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組方針に関する意見を聴取するとともに、並行して庁内ワーキンググループを立ち上げ、具体的な課題解決に向けた地域づくりと資源開発の仕組みの構築に取り組み、3月末に策定予定の「地域包括ケアシステム全体構想」を基に、今後も継続して地域ケア会議を開催し、地域

づくりや高齢者を取り巻く課題の解決に努めてまいります。

次に、児童福祉については、子ども子育て支援法に基づき作成いたしました五條市子ども・子育て支援計画を遂行すべく検討を行い、新年度において地域子育て支援拠点事業を充実するための計画をしております。この事業は、就園前の乳幼児とその保護者に対する支援で、子育てが孤立化し、不安感や負担感を感じる保護者が気軽に集い相互交流を行う場を提供し、育児相談や情報提供を行い、居宅における育児負担の軽減を図ることを目的としています。また、保育に関して、国の多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減の施策に対応するため、基幹システムを改修し、保育料の変更を行ってまいります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

はじめに、農林業の振興については、中山間地域等直接支払制度事業において平成27年度から5年間を対象とした第4期対策を継続し、79集落が農業生産地の維持を図る活動を進めております。また、多面的機能支払交付金制度事業により、同じく5年間に渡り農地が持つ多面的機能の維持を図るための活動に28集落が取り組んでいるところであります。

森林・林業関係については、県産材生産促進事業、森林環境税による施業放置林整備事業及び美しい森林づくり基盤整備事業などにより、間伐を中心に森林整備を進め、森林整備地域活動支援事業によって作業の効率化を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策については、地元住民からの要望と協力を得ながらイノシシとニホンジカの捕獲檻を設置し、五條市鳥獣被害防止計画に基づいて駆除を進めております。なお、昨年10月から本格稼働した五條市食肉処理加工施設「ジビエール五條」では、捕獲したイノシシとシカを有効活用し、食肉としての販路を開拓しながら五條市の新たな特産物となるよう、積極的なPRに努めてまいります。

次に、企業誘致の促進についてであります。

奈良県土地開発公社が所有する居伝町の旧ゴルフ練習場跡地いわゆる「インテリジェンス用地五條」は、高取町で医薬品製造等を行っている米田薬品工業株式会社が昨年5月に土地購入契約を締結し、平成28年度中の工場建設工事

の着工並びに操業開始予定で準備を進めております。

また、「南大和テクノタウン」いわゆる北宇智工業団地においては、京奈和自動車道の整備も踏まえながら、引き続き奈良県を始めとする関係機関と協力・連携しながら企業の誘致に取り組んでまいります

次に、本市の商工業の振興については、起業を目指している方やスキルアップを図りたいと考えている方々を対象にセミナーを開催し、側面から人材育成を支援してまいりたいと考えております。

次に、観光行政についてであります。

京奈和自動車道大和御所道路区間が新年度中に全線供用開始されることが国土交通省から発表されており、京奈和自動車道と阪和自動車道とが接続されることで、奈良県内や和歌山県はもちろん、京阪神地域からの観光周遊が一層促進されるものと期待されております。

加えて、国道168号の整備が急速に進んでいることなど、五條市を取り巻く道路環境はここ数年で飛躍的に利便性が向上することから、観光につきましてもより広域的な周遊を視野に入れたPR活動が必要と考え、アクセス路の案内や五條市での滞在を促すプランニングを進めてまいります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

はじめに、地籍調査の実施については、まちづくりの円滑な推進や防災・減災などを目的とする公共事業が予定される地域などにおいて本事業を計画的かつ継続的に推進してまいります。

次に、道路等については、昨年7月の台風で被害を受けた西吉野地区の道路の早期復旧を始め、長寿命化橋梁点検策定計画に基づく補修設計及び補修工事、通学路の安全対策、道路改良、道路維持、舗装、河川維持等を実施してまいります。

次に、市営住宅については、積極的に修繕等事前整備を進め入居者の募集を行なうとともに、五條市市営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化、劣化及び居住性の低下を未然に防ぐための改修や修繕を実施し、安定した供給と経営コストの縮減を図ってまいります。

また、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業についても積極的に推進して

まいります。

次に、国道24号歩道整備事業4工区については、本年1月末現在の進捗率は88.0%となっており、用地買収に御協力いただいたところから道路工事に
取り掛かり、本年3月末の竣工を目処に工事を進めております。これからも国
土交通省奈良国道事務所と連携を密にし、一体となって事業の進捗に取り組ん
でまいります。

次に、奈良県とのまちづくり包括協定についてであります。

昨年2月に奈良県とのまちづくりに関する包括協定を締結し、五條病院周辺
地区と五條中心市街地地区のまちづくり基本構想を策定し、本年2月に奈良県
と基本協定を締結したところであります。今後は、個々の事業について、県と
の個別協定を締結する予定であります。

次に、立地適正化計画の策定については、人口の急激な減少と高齢化を背景
に高齢者や子育て世代が安心して生活できるよう、持続可能な都市経営をする
ことが大きな課題となっており、医療、福祉施設、商業施設や住居等がま
とまって立地し、高齢者を始めとする市民が公共交通によりこれらの生活利便
施設等にアクセスできるなど、都市構造の見直しを進めるとの方針が国から示
されたため、本市においてもコンパクトシティーに向けた取組を進めてまいり
ます。

次に、「(仮称)五條総合体育館」については、今年秋の完成に向け鋭意取組
を進めているところであります。完成後は「スポーツによるまちづくり」の拠
点施設として市民の皆様を始め多くの皆様に親しまれ利用していただけるよう、
準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業については、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水
域の保全に資することを目的に事業を進めており、公共下水道工事については、
社会資本整備総合交付金を活用して野原地区を始め順次工事を進めるとともに、
持続的な下水道経営を実施するため公営企業会計の適用に向け準備を進めてい
るところであります。今後も、効率的な計画を立て、下水道の普及に取り組ん
でまいります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

上水道事業については、吉野川原水を水道法で定められている水質基準に適合した低廉で安心して利用できる水に浄水して、不断の供給を続けており、取水継続のための水利権を申請しつつ、権利取得や運転の資金となる料金収入の改正を目指し、料金検討委員会を設置することといたします。

また、国道24号拡幅に伴って施工しております配水管布設工事については、耐震性能を担保しつつ工事を進めているところであります。

次に、簡易水道事業については、平成26年度からの継続事業として宗桧上地区において老朽化した施設の統廃合及び水道未普及地域への給水を行い、経営の合理化を図るとともに、安全・安心な飲料水が供給できるよう事業を進めてまいります。また、残された老朽化施設の統合改修事業や更なる経営の合理化を進めるため上水道事業への事業統合を行い地方公営企業法が適用された上水道会計への移行を進めてまいります。

続きまして、教育行政について申し上げます。

教育委員会では、五條市教育振興基本計画「五條市『夢・志』教育プラン」の策定から3年が経過したことに伴い、その中間見直しを行っているところであります。新年度は、新計画に基づき、「学校適正化の具体的な計画策定」、「賀名生分校の魅力向上計画の推進」、「学力・体力・規範意識の一層向上に向けた取組の推進」、「適正化を踏まえた教育内容の検証と充実」、「生涯学習振興計画の具体化」、「市史の編纂」、「地域史の整理」、「不登校等児童生徒の健全育成に係る課題への対応」などを柱に事業を進めてまいりたいと考えております。

学校適正化については、昨年2月に学校適正化検討委員会から出された「中間答申」の基本的な考え方に基づき、本年度も慎重な審議を重ねていただいた結果、本年2月に学校の適正規模、配置及び教育内容についての最終答申をいただいたところであります。

教育委員会では、この答申を基に「学校適正化のための基本方針」の策定並びに五條市学校適正化推進実施委員会の設置に取り組んでまいります。

次に、学校教育については、「社会を生き抜く力」を養うために「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体と安全」の3つの観点をバランス良く育む学校力づくりに努めてまいります。主として、授業力の向上にポイントを当てた「教師

塾」やふるさと五條にこだわる人材の育成を目指した「ふるさと学習」、家庭における「学習習慣の定着」を図る取組等を一層推進してまいります。

次に、生涯学習の推進については、一昨年に策定した「生涯学習推進計画」に基づき、市民の皆様の多様な学習ニーズに対応した事業の展開と学習成果を生かせる場の提供に努めてまいります。そのため、市民の自主的な学習活動を推進するとともに、活動の拠点となる公民館などの有効な活用にも努めてまいります。

また、学校と地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指し、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを行うため、コミュニティスクールの充実を図るなど地域教育力の向上に努めてまいります。

また、スポーツ振興については、市体育協会等の関係機関との連携を密にし、市民一人ひとりの健康づくりと体力づくりを進め、スポーツ活動などに親しむ機会やスポーツ環境の整備充実に努めてまいります。

次に、五條市の文化・歴史の継承については、本市には世界遺産を始め数多くの文化財が残されておりますが、市民の皆様にはまだまだ知られていない面もあります。そのため、現在、小中学校と連携をとり、文化財課の学芸員が学校に赴き地域の文化財や歴史の学習の支援を行っております。また、地域や学校においても、それぞれの地域に伝わる民俗芸能を継承する取組が行われているところであり、市民が地域の歴史・文化を知ることは、ふるさとに対する愛着や誇りを生み、将来的なまちづくりの活性化に繋がるものと考えております。

次に、児童・生徒の健全育成については、五條市における問題行動、「いじめ」、「不登校」、「暴力行為」等の件数は昨年度と比べて横ばい若しくは減少傾向にあります。無料通話アプリやSNSを用いた「いじめ」等については児童生徒本人からの申告がない限り学校が認知し得ない状況にあることから、「いじめのアンケート」や「個人別生活カード」の活用、生徒指導研究協議会を通じての情報共有など、学校や関係団体と連携を深め、いじめのない学校や地域社会を目指してまいります。

また、児童生徒、保護者、教職員等の心の問題への対応、不登校児童生徒へのきめ細かい支援、各関係機関が連携した非行問題対策、そしてまた心に様々

な悩みや苦しみを持つ児童生徒への対策としては、今まで以上に教育カウンセラーや教育指導員活動の充実に努めてまいります。

また、親子のふれあいをより一層重要視する観点から、「子ども夢づくりセミナー」や他の青少年健全育成事業の更なる充実に努めてまいります。

（平成28年度当初予算）

続きまして、平成28年度当初予算の概要について申し上げます。

御案内のとおり、普通交付税の合併算定替え縮減など厳しい財政状況にある中、地域経済の活性化や新市建設計画の推進、さらに定住化の促進など、住んで良かったと思える元気な五條市の実現にむけ、後年度にわたる本市財政への影響にも配慮し、国や県の補助制度や過疎債・合併特例債など有利な財源を最大限活用することを前提としたうえ、積極的に予算編成に取り組むことといたしました。

また、これまで推進してまいりました施策の一貫性と国が推進する地方創生の主旨である自律的で持続的な社会の構築などにも配慮し、「防災・減災対策」、「定住化と地域活性化対策」、「福祉医療・環境保全対策」、「人材育成対策」の4つの政策課題に該当し、かつ、有効と認められる事業につきましては、重点的に予算の配分を行ったところであります。

このような方針により編成いたしました本市の新年度一般会計における予算総額は217億3千万円で、平成27年度肉付け後予算に比べ、16億619万円、率にして8%の増となったところであります。

主な事業といたしましては、新庁舎建設に向けた基本計画などの経費をはじめ、地域における防災・減災対策や行政情報の伝達手段として活用する防災行政無線整備事業、紀伊半島大水害による住宅被災者のための改良住宅建設を主体とした小規模住宅地区改良事業、地域の防災拠点や市民スポーツ、文化の振興に資する（仮称）五條総合体育館建設事業、さらに、陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業に要する経費などを計上いたしております。

また、南和地域公立3病院の再編や新ごみ処理施設建設に係る一部事務組合への負担金や地域公共交通の充実に要する経費なども前年度に引き続き予算化

いたしました。

さらに、子育て世代を支援する子ども医療費の助成については、新たに中学生の通院医療費を追加するとともに、精神障害者医療費助成の拡大についてもかかる経費を計上したうえ、鋭意取組を進めてまいります。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、市民税並びに固定資産税の増収を見込み、対前年度比3.5%増の約31億5千万円を、また、地方交付税につきましては、国の地方財政計画と合併算定替え縮減の影響を勘案し、1.3%減の74億円を計上いたしております。

また、国庫支出金につきましては、(仮称)五條総合体育館建設事業に伴い、補助の申請を行う防災・安全交付金などを見込み、19.7%増の約21億1千万円を、県支出金につきましては、柿選果場整備にかかる奈良県強い農業づくり対策事業費補助金などを見込み、31.5%増の約16億7千万円を計上いたしております。

さらに、市債につきましては、(仮称)五條総合体育館整備事業や、やまと広域環境衛生事務組合負担金に係る借入などにより、14.2%増の約46億3千万円を計上しておりますが、過疎対策事業債や合併特例債など、財政的に有利な市債の充当を見込んだところであります。なお、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入については、6億円といたしております。

以上、一般会計予算の概要を申し上げますが、年々厳しさを増す歳入予算の中で事業の検証と選択を行ったうえ、本市のあるべき将来像を見据えた予算を編成した次第であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、急速な少子高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費が増大する一方で、長引く経済の低迷により保険税収納額は伸び悩んでおります。こうした状況を受け、一般会計からの繰入れにより収支の均衡を図った上で、保健事業をより一層推進することにより医療費の適正化に努めるとともに、保険税につきましては、適正かつ公平な賦課と収納率向上に取り組むなど、国民健康保険事業の円滑な運営を目指し、予算を編成した次第であります。

次に、簡易水道特別会計予算につきましては、水道未普及地域の解消と老朽化した施設の統合整備を推進するとともに、山間地域に点在する老朽化施設の維持修繕を行い、また持続的な簡易水道事業経営を実施するため、上水道事業への統合に向けた準備を進める予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、奈良県吉野川流域下水道事業と連動し、市民の健康で快適な生活環境の向上と、吉野川等の公共用水域の水質保全及び環境保護を目的とした下水道事業の達成に向け、事業の展開及び整備区域の拡大を図るため、また、持続的な下水道事業経営を実施するため、公営企業会計の適用に向けた準備を進める予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算につきましては、市営墓地の適切な管理運営を行うとともに、市内における墓地不足を解消するために新市営墓地建設に向けた調査費及び設計費を計上し、予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、3年を1期とした介護保険事業計画における2年目の計画内容に基づき、介護保険給付の適正化及び介護給付事業並びに地域支援事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算につきましては、地域住民が生涯を通じて住み慣れた地域で心身ともに健康な生活を営むことができるよう、医師の確保や改修した施設の維持管理など、継続的かつ充実した医療を確保し提供するための予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、西吉野町滝地区における水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、2年毎の保険料率の改正に基づく保険料額を計上するとともに、奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用、市町村の事務である保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務費及び健康診査を行うための経費等を計上し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計予算につきましては、独立採算制を堅持しながら、市民生活に欠くことのできない、水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう、事業量に対応した予算を計上しつつ、簡易水道事業を水道事業に統合する予算を併せて計上いたしました。

また、資本的収支につきましては、建設改良費として、公共下水道工事に伴う水道管の移設費及び既存の北山配水池の水槽を強化プラスチック製からステンレス製に置換する改良工事費並びに小島浄水場の水質基準達成に欠かすことのできない粉末活性炭注入設備工事費等を計上した次第であります。

(提出議案の説明)

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第1号 平成28年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第2号 平成28年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、報第3号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が公布され市税の減免の申請に関し急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第1号 五條市役所の位置を変更する条例の制定につきましては、五條市役所の位置を変更するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第2号 五條市行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定につきましては、行政不服審査法の施行に伴う規定の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第4号 五條市職員の退職管理に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、五條市職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第5号 五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定につきましては、五條市立小中学校の学校規模、配置、通学区域等及び教育内容の適正化を推進、実施するための五條市学校適正化推進実施委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第6号 五條市農業委員会の職員に関する条例等の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う文言の整理を行うため、本条例等を改正するものであります。

次に、議第7号 五條市職員定数条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正等に伴う文言の整理を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第8号 五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに行政不服審査法が施行されることに伴い、所要の改正を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに学校教育法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第11号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につき

ましては、平成27年8月6日付の人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、附属機関の新規設置に伴い非常勤特別職の報酬の表を整理するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、平成27年8月6日付の人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行い、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行等に伴う規定の整備を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第14号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正につきましては、子ども医療費助成制度を拡充し、助成の対象に中学生の通院を加えるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第15号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、減免申請書提出期限について五條市税条例及び五條市国民健康保険税条例と同様の改正を行うとともに地域包括ケアシステムを推進するため「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」の取り組みの時期を早めるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第16号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第17号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第18号 五條市営住宅条例の一部改正につきましては、市営住宅の入居資格要件に過去において無断退去した者及び市営住宅条例に違反し明渡請求を受けた者を除外する項目を追加するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第19号 五條市消防団条例の一部改正につきましては、消防団員の資格要件に市内に勤務するものを加えるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第20号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、消防団員の処遇の改善を目的に消防団の活動の実態に応じた適切な費用弁償を行うため、本条例を改正するものであります。

次に、議第21号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の廃止につきましては、五條市立デイサービスセンターおおとうの公の施設としての用途を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第22号 五條市在宅障害者福祉センター設置条例の廃止につきましては、五條市在宅障害者福祉センターは、障害者自立支援法施行に伴い廃止されたため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第23号 五條市過疎地域自立促進計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第24号 平成27年度五條市一般会計補正予算（第5号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ752万8千円を減額し、総額202億8,913万5千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第25号 平成27年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,590万5千円を追加し、総額52億4,887万2千円とするものであり、これらの財源につきましては、共同事業交付金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第26号 平成27年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万8千円を追加し、総額5億4,405万8千円とするものであり、これらの財源につきましては、繰入金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第27号 平成27年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、流域関連公共下水道事業に係る繰越明許費を4,210万円と設定するものであります。

次に、議第28号 平成27年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,511万円を減額し、総額330万円とするものであり、これらの財源につきましては、繰入金を減額しまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第29号 平成28年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額217億3,000万円で、前年度肉付け後予算額と比較して、16億619万円の増額となっております。

次に、議第30号 平成28年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額52億700万円で、前年度比600万円の増額となっております。

次に、議第31号 平成28年度五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、予算総額6億3,210万円で、前年度比8,870万円の増額となっております。

次に、議第32号 平成28年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額12億2,190万円で、前年度肉付け後予算額と比較して、7,660万円の増額となっております。

次に、議第33号 平成28年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額2,330万円で、前年度肉付け後予算額と比較して、489万円の増額となっております。

次に、議第34号 平成28年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額39億350万円で、前年度比1億5,500万円の増額となっております。

次に、議第35号 平成28年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につき

ましては、予算総額4,090万円で、前年度肉付け後予算額と比較して、4,540万円の減額となっております。

次に、議第36号 平成28年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額420万円で、前年度比50万円の減額となっております。

次に、議第37号 平成28年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額4億4,100万円で、前年度比1,190万円の増額となっております。

次に、議第38号 平成28年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益8億5,654万円に対し、水道事業費用8億4,455万2千円で、1,198万8千円の消費税込み当年度純利益を見込んだ次第であります。また、資本的収支では、資本的収入3,077万7千円に対し、資本的支出3億2,464万2千円であります。なお、資本的収支不足額2億9,386万5千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、同第1号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、下村房夫委員の任期が、平成28年3月31日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、南文子委員、櫻井清司委員及び竹原設治委員の任期が、平成28年6月30日をもって満了するため、その後任を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。